

収蔵文書展

江戸の旅人たち



1994.10.24 ~ 12.24

広島県立 もん文書館 じょ かん

はじめに

今年には広島アジア競技大会のため、各国の選手団、大会関係者、応援団などたくさんの人々がこの広島のみで「旅」して来られました。現代では遠距離の旅も交通手段の発達により、短時間で目的地までたどりつくことができます。しかし、江戸時代の旅は、中世に比べると、街道や宿駅の整備により比較的快適に、そして安全になったとはいえ、それでも自らの足を頼りにする旅は苦難の連続でした。

生涯を通じて旅に明け暮れた俳人、松尾芭蕉は、今からちょうど三百年前の元禄七年（一六九四）五月、江戸から最後の旅に出て、その途中、「旅に病で夢は枯野をかけ廻る」という辞世の句を残し、十月に大坂で亡くなっています。

芭蕉の名前をあげるまでもなく、江戸時代は旅が大衆化した時代でした。西国街道（山陽道）をはじめとする芸備の往還には、参勤交代の大名から、寺社参詣や名所見物などを目的とする庶民の老若男女までが往来しました。庶民にとって旅とは、日常的な生産活動や、人間関係からの脱出という意味もありましたが、太平の時代にあつてそれだけ経済的・時間的余裕が生まれた証拠ともいえます。現代との共通性をそこに見いだすこともできます。

県立文書館で収蔵している古文書の中には、江戸時代に生きた人々の旅に関する資料が少なくありません。今回の収蔵文書展が、これらの資料を通して、江戸時代の旅の様子や、芸備の西国街道の宿駅の様子に触れる機会になれば幸いです。

表紙写真 僧似雲じゅうん画像 年不詳

僧似雲（1673～1753）は、広島城下町塚本町の酒造家に生まれたが、出家して上京し、二条派の歌人武者小路実陰に師事して和歌を学び、専門歌人となった。平安末期の旅の歌人西行法師に深く私淑した似雲は、その足跡を訪ねて吟遊し、数多くのすぐれた作品を残し、「今西行」と称せられた。

一 旅へのいざない

「旅は道連れ、世は情け」「可愛い子には旅をさせよ」「旅の恥はかき捨て」、江戸時代にはさまざまな旅にちなむ諺が生まれた。江戸時代はそれほど旅が庶民のものとなった時代であった。たとえば、文政十三年（一八三〇）の「お陰参り」に、伊勢神宮に参詣した人は五百万人近くに及ぶという。当時の日本人の六人に一人が旅に出たことになる。

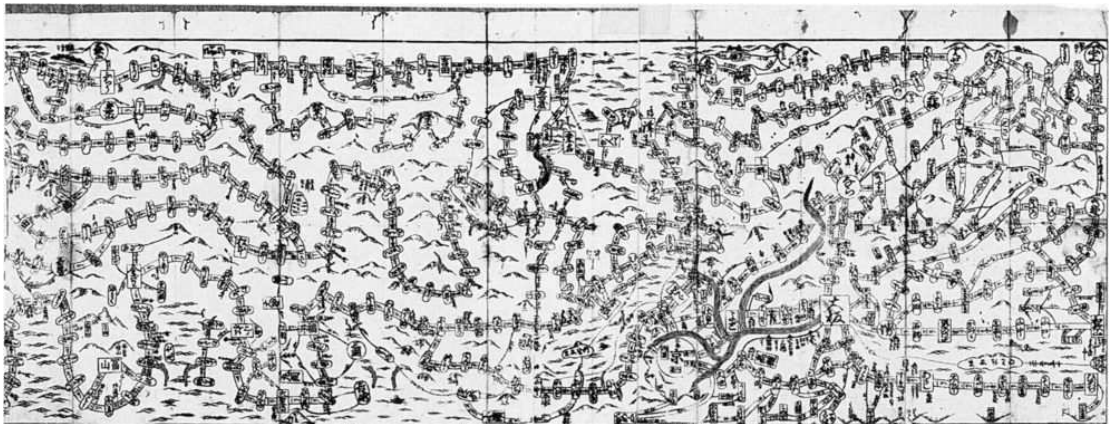
このように旅が大衆化した原因として、①農業技術の進展により生産力が高まるとともに、庶民の生活水準が向上し、生活に余裕のある庶民が増加したこと、②庶民が、窮屈な封建的な諸規制から逃れ出る手段として旅を希求したこと、③街道や宿屋、乗り物などの交通環境が改善され、比較的安全かつ快適に旅ができるようになったこと、をあげることができる。

江戸中期から幕末にかけて、増加する一方の旅行者のため、さまざまな地図やガイドブック、あるいは、紀行文学などの出版物が次ぎつぎと江戸や大坂の版元から刊行された。その中でも享和二年（一八〇二）にはじめて刊行された十返舎一九の『東海道中膝栗毛』は一躍ベストセラーとなり、一連の膝栗毛ものが世に送り出されることになった。生活からの解放を夢見る庶民はそれらをひも解きながら、自らの旅立ちの日を夢見たに違いない。



1 名所図会の数々（『東海道名物図会』）

江戸時代後期以降、旅行が庶民のものとなるにつれ、安永九年（一七八〇）の『都名所図会』を嚆矢として、地域別・方面別に、寺社・名所旧跡の由緒来歴、宿場の現況、各地の伝説・名産、関係の古歌などを、挿絵入りで記した案内記、「名所図会」が次々と刊行された。これらはいずれも、旅行のガイドブックとして当時のベストセラーとなった。挿絵は、鑑賞用としても見られるが、俯瞰的な構図は地理的な案内図ともなったことをうかがわせる。



5 道中独案内図 寛政8年（1796）

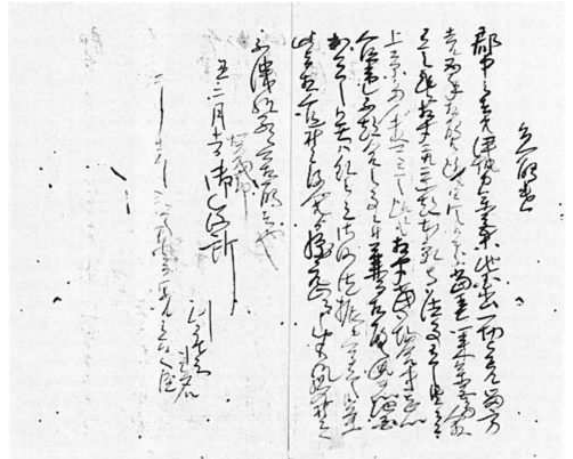
江戸から上方にかけての各街道をのせたコンパクトな道中図である。紙面の余白を極度に利用しようとしたため、宿場間の里程は記されているものの、道は曲がりくねり、方向や距離感などは全く無視されている。これでは、地図というよりもむしろダイアグラムのようなものである。

二 諸国への旅立ち

民衆が気儘な旅立ちを望んだからといって、幕府や藩が、生産活動を中断し、大いなる浪費をとまなう旅を簡単に許したわけではなかった。広島藩でも正当な理由のない庶民の旅行を堅く禁止している。しかし、生涯に一度はという伊勢詣でや、本山参りなどの寺社参詣、温泉などの医療、あるいは行商などによって生計を立てるための旅を無理に押し止めることはできなかった。民衆はこれら社寺参詣などを名目としながら物見遊山の旅に出たのである。

旅行者が残した往来手形や「道中記」などによって、当時の旅の目的やルートを知ることができる。広島からも手近な金毘羅宮参詣や、伊勢参詣をめざす旅人は多いが、特に目立つのは京都本願寺参詣である。安芸国には浄土真宗門徒が多く、本山の本願寺へ参詣するのはなかば信仰的な義務となっていたのである。

広島の旅人も、参詣が終わると、多くは京都・奈良・上方の名所を廻って帰途についた。しかし、裕福な町人の中には、海田市の神保屋八郎太らのように、奥州松島まで足をのびし一六一日間を費やした旅もある。八郎太の場合、まさにレジャーとしての旅であったことが、その「道中安楽記」から裏付けることができる。



10 抜参り等他国出の禁令 嘉永6年(1853)

広島藩では、商用や出稼ぎ以外の物見遊山の旅を、毎年のように厳しく戒めている。しかし実際には、^{抜参り}往来手形も持たず無断で参詣する(は咎められず、また止むを得ない事情の旅であれば寛大に扱われた。庶民は社寺参詣などを名目として、娯楽目的の旅に出たのである。これは嘉永六年に出された旅行禁令である。この年は京都本願寺で法要があり、それを理由に多数の参列者が出ることを恐れた広島藩が、先手を打って禁令を発したのである。

広島藩では、村役人に命じて毎年暮れに、その年、抜参り・四国^{へんろ}遍路・諸かせぎに、村から他国へ出た者と帰ってきた者の人数をとりまとめて報告させていた。この文書は、文化二年の賀茂郡白市村の事例である。この一年間だけで白市村から他国へ出た人数は三九人にのぼり、その内二名が帰村しなかった。また、享和元年から文化元年の四年間で、四人の村人が帰っていないことがわかる。



11 他国出歸り人数調査 文化3年(1806)

江戸時代、庶民が旅行する場合、本人の名前・居村名・行先・目的・宗旨などを記した往来手形という身分証明書を必ず携帯しなければならなかった。これを持つ者だけが正規の旅行者として、関所の通行や宿泊の便宜など保護を受けることができたのである。そのため、旅に出ようとする者は、旦那寺または庄屋に頼んで往来手形を発行してもらった。

これは、京都本願寺参詣に出た喜蔵らの往来手形である。浄土真宗門徒の多い安芸国では、一生に何度も本山詣でをする篤信者もあった。



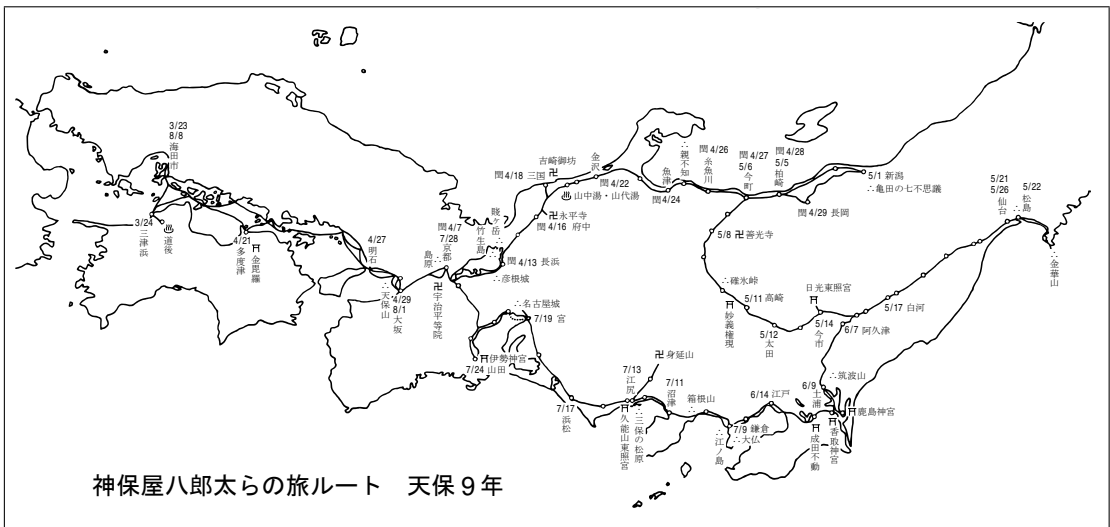
13 往来手形 明治2年(1869)



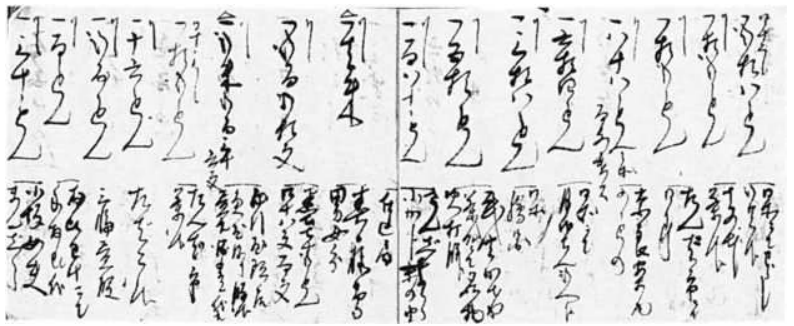
15 道中安楽記 天保9年(1838)

この年、西国街道海田市の商人神保屋(千葉)八郎太とその分家の恭平は、四国の道後を皮切りに、奥州松島まで足をのばす遠出の旅に出た。その日程は一六一日間にも及ぶ。大坂以東は、殆どが自らの足が頼りの旅であった。

これはその道中日記である。裕福な町人である二人は、天保飢饉もまだ醒めやらぬ騒然とした情勢の中を、名所・旧跡の見物や寺社参詣にとどまらず、温泉では旅の疲れをいやし、各地で名物料理を食し、実に気儘な旅の生活を送っている。

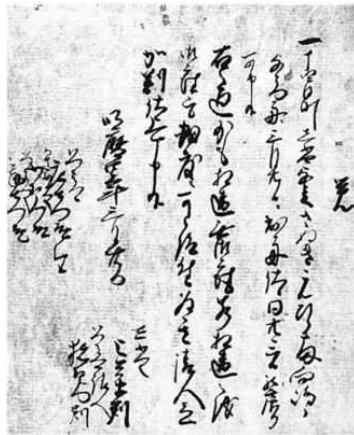


神保屋八郎太らの旅ルート 天保9年



17 伊勢参宮道中並びに帰国船中入用控 天保7年(1836)

これは、神保屋八郎太が伊勢参宮旅行の費用を記した帳簿である。一七日間で要した宿泊費や川渡し、買物代、帰国船中入用(船賃は含まず)の総計は十兩一歩一朱余である。これは、当時の大工の日当約一五〇日分に当たる。また、江戸の女中の給金が一年で一兩半であることからしても、大変な出費であることがわかる。



22 こんぴらさま参詣につき届 明暦4年(1658)

江戸時代中期以降、伊勢や畿内の寺社以外で全国的に庶民の人気のなったのが、信州善光寺参りと四国讃岐の金毘羅参りである。金毘羅宮(金刀比羅宮)は、室町時代ごろから、航海安全の守り神として地域的な信仰を集めたが、江戸時代、西廻り海運で北前船の活動が盛んになるにつれ、船頭や漁民を中心に急速に信仰が広まり、遠くからも多数の参詣客を集めるようになった。

これは、尾道の商人渋谷与兵衛が、金毘羅宮に参詣するにあたって町年寄に提出した届である。金毘羅宮が、早くから、北前船などの重要な寄港地として発展した尾道の商人の信仰を集めたことは容易に推測できる。



27 撰州有馬へ入湯願書 年不詳

山県郡溝口村など三か村の庄屋を兼任する八左衛門が、有馬温泉へ湯治に出掛けるに際して、割庄屋を通じて山県郡役所へ差し出した願書である。当時、湯治にかこつけ遊山の旅に出る者も多く、藩はそれを厳しく取り締まった。八左衛門は、往来も含めて五〇日間の日程で願い出ている。願書の裏書は山県郡代官の許可書となっており、出発と帰国の日を届け出るように命じている。

三 旅の危難

関銭（交通税）の徴収や山賊の横行、あるいは戦乱に巻き込まれ、生命の危険にさらされた中世の旅に比べれば、江戸時代の旅は快適で安全なものであった。しかし、歩行による長旅は体力を消耗させ、道中で病に倒れ、そのまま異郷の地で果てる例も少なくなかった。一度旅先で発病すると、医師は呼んでもらえても充分な手当てがなされず、そのまま亡くなることが多かったのである。

道中で病気のため歩行が困難になると、病人は旅先の村役人に頼んで「送り状」を発行してもらい、郷里の村まで村継送りによって帰されるのが一般的であった。また、不幸にして一人旅で旅先で亡くなった場合は、往来手形に書かれている通り、その地の村役人によって埋葬された。家族に通報されても、遺骨を引き取りに来るには負担が大きすぎ、結局は他国の土とならざるを得なかった。



30 てる播州にて死去注進書 年不詳

旅に出たのは裕福な人々だけではなく、この文書に登場する女性2人は、浮過（耕地をもたない小作・賃稼ぎ）の未亡人という不遇な境涯にあったが、篤い信仰心から、京都本願寺へ抜参りの旅に出た。2人は、途中喜捨を受けながら旅を続け参詣を果たしたが、1人は帰途播州姫路領福居村でついに亡くなった。



34 病人喜蔵送り状 明治3年（1870）

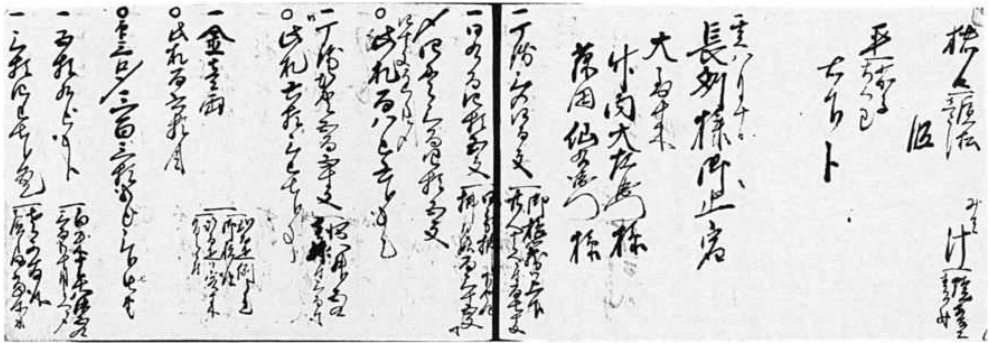
13の往来手形を持参し、西本願寺参詣に出掛けた世羅郡敷名村の喜蔵親子3人は、無事に参詣を終え帰途についたが、郷里まであと一歩という三上郡庄原村で喜蔵が病気となり、歩けなくなってしまう。この場合、その地の村役人に申し出れば、「送り状」が発行され、馬で郷里の村まで次々と順送り（村継送り）で帰ることができた。

これは、庄原村役人が、喜蔵を郷里の村へ送り出すにあたって、順路の村役人に宛てて作成した「送り状」である。

四 芸備の道中

西国街道（山陽道）など芸備両国の街道・往還は、参勤交代の西国諸大名やその家臣、長崎奉行を初めとする幕府役人、また庶民往来の交通路として重要な役割を果たした。西国街道には、二丁五里余ごとに、広島藩領では玖波・廿日市・広島・海田市・四日市・本郷・三原・尾道の八か所、福山藩領では高屋（のち天領となる）・神辺・今津の三か所、計十一か所の宿駅が設定されていた。宿駅は、諸大名や幕府役人等が公用で通行するに際して、人馬の継立てや旅宿・飛脚等の用立てを果たすものであった。そのため、宿駅には参勤大名や幕府役人等の宿泊所となる本陣（広島藩の場合、賓客を接待するために設けられた御茶屋が本陣に転用された場合が多い）・脇本陣が設けられたが、旅が大衆化するにつれて、庶民の旅宿にあてられる町家も増し、旅籠や木賃宿も整備されていった。それとともに街道沿いには、一里塚や、旅人が休息するための並木や茶屋などの整備も計られていった。

東国の旅人が、伊勢や金毘羅参詣を終え、最後に訪れるのは、日本三景にも数えられるようになった厳島であった。江戸時代中期以降、旅行者のための厳島のガイドブック的な性格を持つ刊行物も数多く出版されている。



39 御通行休泊扣帖 天保10年 (1839)

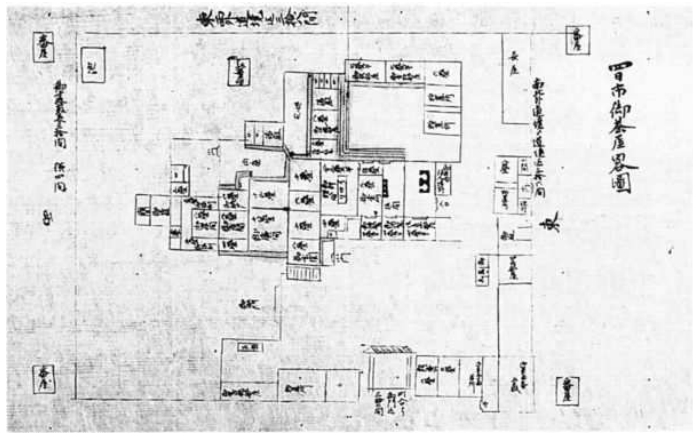
海田市宿で、幕府の書状や荷物を継送る天下送り役を勤めていた神保屋では、上級武士の宿泊も引き受けていた。これは、同家に休泊した武家の収支などを記録した帳簿である。たとえば、天保10年8月20日には長州藩士竹内大左衛門以下27人が宿泊している。この宿代（1泊2食）は1人につき170文および135文で、酒代や祝儀金を含め332匁余の収入である。一方米代などの支出は174匁余で、差引157匁余の利益となっている。



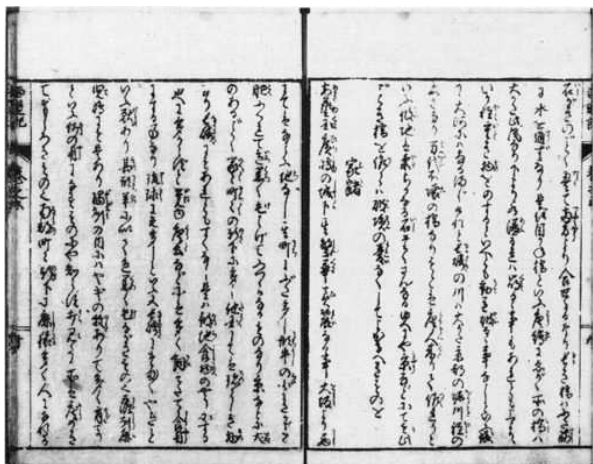
40 四日市駅御伝馬算用約帖 文久3年 (1863)

伝馬役とは、宿駅が人馬を準備して、幕府や諸藩の公用旅行者や荷物を次の駅まで継送ることで、歩行役（人足）と馬役があり宿駅の重要な任務の一つであった。西国街道を往来する公用旅行者は年々増大する傾向にあり、宿駅や近辺の助郷村の負担は重くなる一方であった。この文書によると、四日市駅は年間1,241足の馬を提供していることがわかる。

これは、四日市駅で本陣にあてられた御茶屋の見取り図である。敷地は東西三八間（約六九メートル）、南北三六間（六五メートル）で、四方を築地で囲まれ、築地外の四隅と築地内には番所がある。建物は中央の築地で二分され、西側の上座に藩主の寢室や居間、広間、湯殿などがあり、中央築地に御成門が構えられている。東側は下座となっており、従者の控間や料理方の間や台所などがある。総部屋数は二九、総畳数は二二四畳半である。



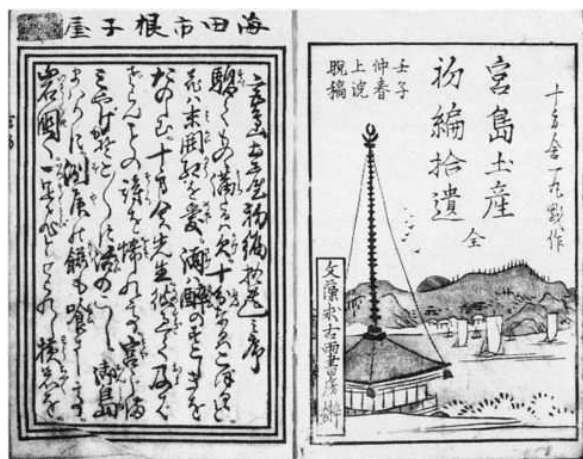
44 四日市御茶屋略図 年不詳



47 西遊記 寛政7年(1795)

作者、橋南翁は伊勢国久居生まれの儒医。天明年間に、西は九州から東は奥羽まで全国を漫遊して歩いた。この一大旅行の目的は医学修業であったが、帰京後、見聞した各地の奇談や珍物、名勝旧蹟などをとくに、『東遊記』『西遊記』を記述、寛政年間に出版された。南翁は『西遊記』で、広島印象を「大坂より西にてはならぶ地」なき繁華美麗な町と評するとともに、ぶたが京の犬のように、家の軒下に繁殖していることを驚きをもって記している。

作者は、広島生まれ、大坂住の戯作者十方舎一丸、『東海道中膝栗毛』の十返舎一九の末流とみられるが、くわしい事跡は明らかでない。主人公は、『膝栗毛』の弥次郎兵衛の甥太九郎兵衛と、北八の同腹異父の弟鉄七で、二人が宮島へ参詣し、岩国へ往復する滑稽道中となっている。宮島の名所・旧跡などを廻りながら、宮島の風俗や名物、方言まで紹介することによって、一層旅行案内的な性格を持たせている。この初編拾遺は、二人が二編の途中で宮島参りもそこそこ岩国へ進んだため、読者の評判がよくなる、追加したものである。



50 滑稽道中宮島土産初編之拾遺 嘉永7年(1854)

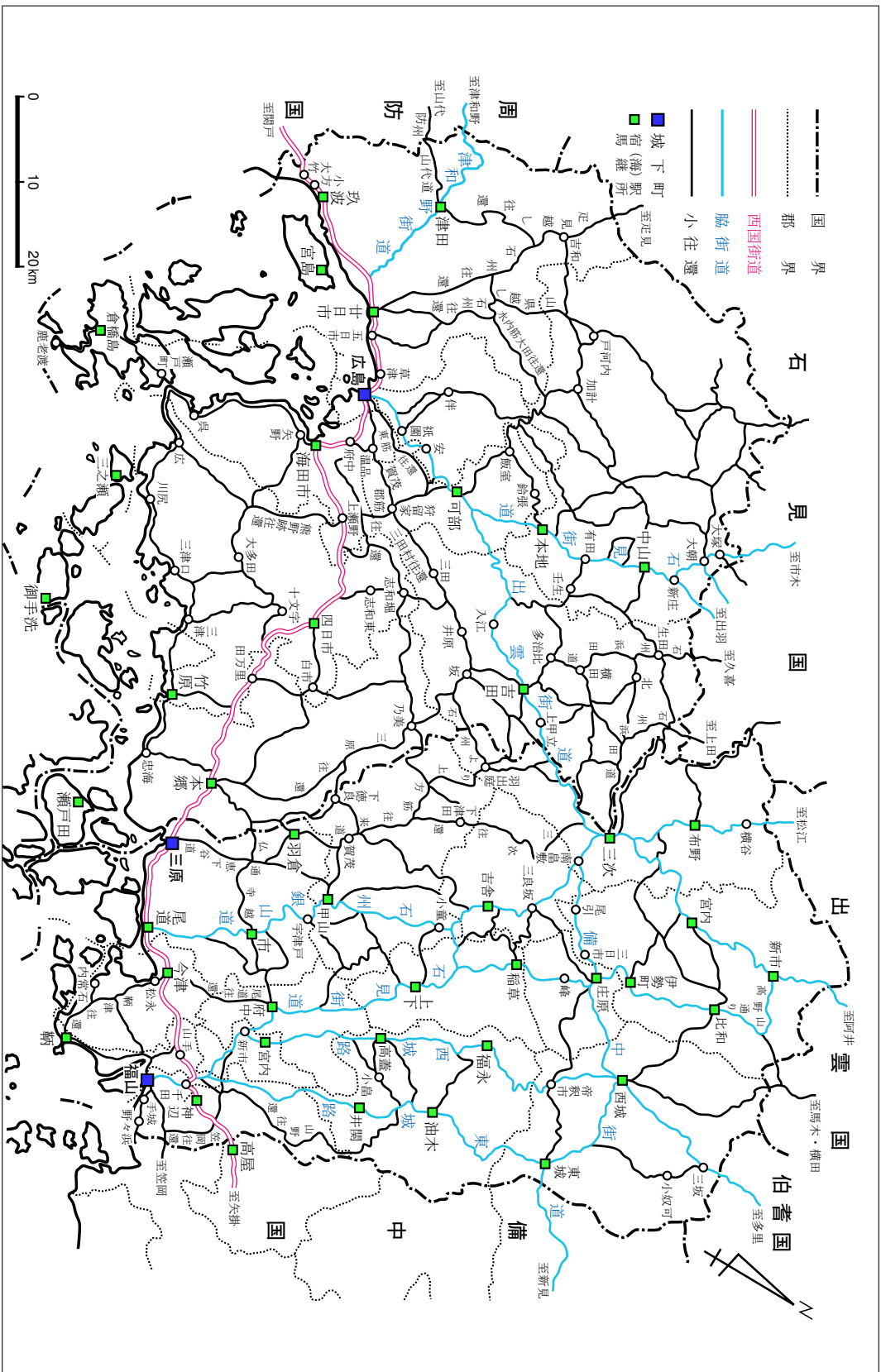
展示古文書一覧

一 旅へのいざない			26 道後温泉由来書之抜書 文政 8 芸北町役場
1 名所図会の数々(東海道名所図会ほか) 平賀家			27 撰州有馬へ入湯願書 年不詳 芸北町役場
2 東海道中膝栗毛 文久 2 野坂家			三 旅の危難
3 慶応新版大日本行程大絵図 明治 9 千葉家			28 道中往来につき触書 延享 4 山田家
4 諸国順覧懐宝道中図鑑 文政 9 千葉家			29 幾蔵旅中死去埋葬につき証文 明治 3 尼子家
5 道中独案内図 寛政 8 小野家			30 てる播州にて死去注進書 年不詳 芸北町役場
6 御参宮案内記写 宝暦 9 平賀家			31 旅人相果て候刻取計方一巻控 文化11 竹内家
7 西国三十三ヶ所巡礼道程絵図	文化 9 芸北町役場		32 病人送り方法 天明 6 有田家
8 浪花講定宿帳 年不詳 平賀家			33 病人喜蔵口上書 明治 3 尼子家
9 関・京間の旅宿案内 年不詳 橋本家			34 病人喜蔵送り状 明治 3 尼子家
二 諸国への旅立ち			35 村送り書継ぎ 明治 3 尼子家
10 抜参り等他国出の禁令(「御紙面類写」)			36 病人無事帰国につき礼状と礼金目録 年不詳 小野家
	嘉永 5 竹内家		四 芸備の道中
11 他国出帰り人数調査 文化 3 竹内家			37 武家諸法度 延享 3 山田家
12 往来手形 文政 7 中戸家			38 中国行程記(尾道・松永間) 宝暦年間 広島県立歴史博物館複製 萩市郷土博物館
13 往来手形 明治 2 尼子家			39 御通行休泊扣帖 天保10 千葉家
14 往来手形 明治 2 小野家			40 四日市駅御伝馬算用約帖 文久 3 竹内家
15 道中安楽記 天保 9 千葉家			41 御通行御用夫受合書 弘化 4 竹内家
16 伊勢参道中雑記 天保 7 千葉家			42 四日市駅御仕向銀一件書附扣等写 寛政 8 竹内家
17 伊勢参宮道中並びに帰国船中入用控	天保 7 千葉家		43 賀茂郡往還筋引捨絵図 慶応元 竹内家
18 石州往来諸事扣帖 安政 4 千葉家			44 四日市御茶屋略図 年不詳 竹内家
19 京都旅行覚書 宝暦 9 岩室家			45 並木松惣辻 文化 9 竹内家
20 京都旅行日記 年不詳 岩室家			46 象止宿之刻御廻り御衆中宿々賄料之帖 享保14 久枝家
21 京都地図 文化 7 芸北町役場			47 西遊記 寛政 7 野坂家
22 こんびらさま参詣につき届 明暦 4 渋谷家			48 広島町々道しるべ 元治元 中戸家
23 万延二西春遊紀行 万延 2 竹内家			49 厳島道芝記 元禄10 野坂家
24 讃州紀行 安永 5 岩室家			50 滑稽道中宮島土産初編之拾遺 嘉永 7 千葉家
25 讃州紀行詩 安永 5 岩室家			

写真パネル一覧

僧似雲画像	松井家文書	参勤大名の入宿(「菅波信道一代記」)
瀬野川の「迎えの松」	広島県立歴史博物館	菅波家文書 広島県立歴史博物館
石見・備後国境の道標		信州下向の旅人(「菅波信道一代記」)
大野の街遣石畳	広島県立歴史博物館	菅波家文書 広島県立歴史博物館

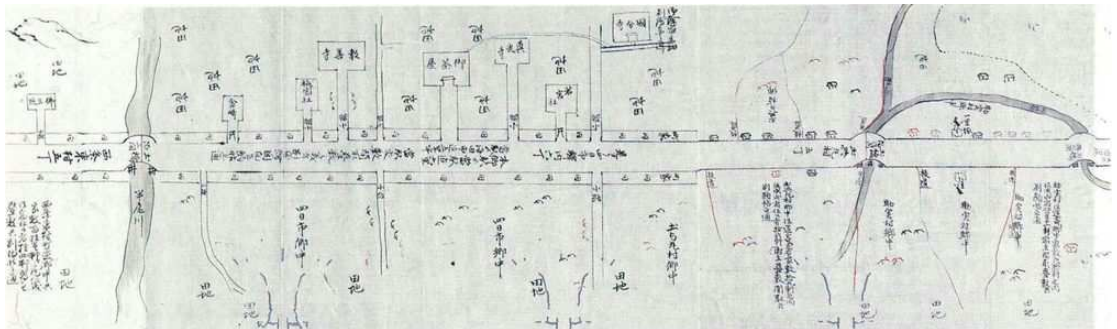
は借用文書です。貴重な文書及び写真を出陳いただいた所蔵者の皆様に心よりお礼申し上げます。



芸備地域の主要道路網（近世後期）



3 慶応新版大日本行程大絵図（部分） 明治9年（1876）



43 賀茂郡往還筋引捨絵図（部分） 慶応元年（1865）

幕末の元治～慶応年間にかけて、西国街道を多数の幕府・諸藩兵士が通行し、各村に宿泊した。2度にわたる長州戦争のため広島に集結する兵士たちである。東は豊田郡境の新庄村から西は安芸郡境宗吉村まで、賀茂郡の西国街道筋が描かれたこの絵図は、第二次長州戦争のため広島に向かう幕府・諸藩の兵士が宿営できる家数がどれくらいあるか調査する目的で作成された。



交通機関

JR広島駅から
広島港行きバス……広電前下車徒歩7分
宇品行き路面電車…広電本社下車徒歩7分
(紙屋町経由)

駐車場

情報プラザ内駐車場
有料

広島県立文書館の御案内
ちんじょ

県立文書館は、行政文書や古文書その他の記録など、郷土広島に関する貴重な歴史資料を収集・保存し、その調査研究を行うとともに、これらの歴史資料を県民の皆さんの研究・学習等に利用していただくための施設です。

開館時間等は次のとおりです。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

開館時間

- ・月～金曜日 午前九時～午後五時
- ・土曜日 午前九時～正午
- ・日曜日、国民の祝日・休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）

〒730 広島市中区千田町三丁目7
84447
☎(082) 245844

収蔵文書展 江戸の旅人たち

発行 平成6年10月

編集・発行 広島県立文書館